

浜松市犯罪被害者等支援庁内連絡調整会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市における犯罪被害者等の支援に関する施策を犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき総合的かつ計画的に推進するため、浜松市犯罪被害者等支援庁内連絡調整会議要綱(以下「調整会議」という。)を設ける。

(組織)

第2条 調整会議は、別記に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第3条 調整会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、浜松市市民生活課長の職にあるものを充てる。

3 副会長は、浜松市福祉総務課長の職にあるものを充てる。

4 会長は、調整会議の事務を総理し、調整会議を代表する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が職務を代理する。

(事業)

第4条 調整会議は、犯罪被害者等支援のための個別施策について協議し、その対策の推進を図るものとする。

2 警察、民間団体との連携により、立ち直りを支援するしくみを検討し、支援体制の整備、充実を図るものとする。

3 国、県への情報提供を行うとともに、国、県の行う支援事業との連携を図るものとする。

(会議)

第5条 調整会議は、会長が特に必要があると認めるとき招集する。また、会長は会議の議長となる。

2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 議事は、出席者の過半数をもって決する。

4 調整会議は、必要に応じてオブザーバーの出席を求め、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第6条 調整会議の事務局は、浜松市市民部市民生活課に置き、事務にあたる。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月26日から施行する。

別 記（第2条関係）

浜松市犯罪被害者等支援庁内連絡調整会議 委員名簿

| 役 職 | 職 名 |
|-----|------------------|
| 会 長 | 市民生活課長 |
| 副会長 | 福祉総務課長 |
| 委 員 | 国際課長 |
| 〃 | UD・男女共同参画課長 |
| 〃 | 福祉総務課 人権啓発センター所長 |
| 〃 | 障害保健福祉課長 |
| 〃 | 精神保健福祉センター所長 |
| 〃 | 子育て支援課長 |
| 〃 | 児童相談所長 |
| 〃 | 産業総務課 雇用・労政担当課長 |
| 〃 | 住宅課長 |
| 〃 | 教育総務課長 |
| 〃 | 指導課長 |